

令和5年第1回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 23 号 議 案	神奈川県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例	1
定 県 第 24 号 議 案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	2
定 県 第 25 号 議 案	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	4
定 県 第 26 号 議 案	神奈川県職員定数条例の一部を改正する条例	5
定 県 第 27 号 議 案	特別会計の設置に関する条例の一部を改正する条例	6
定 県 第 28 号 議 案	神奈川県観光振興条例の一部を改正する条例	7
定 県 第 29 号 議 案	認定こども園の要件を定める条例の一部を改正する条例	8
定 県 第 30 号 議 案	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	9
定 県 第 31 号 議 案	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	12
定 県 第 32 号 議 案	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	15
定 県 第 33 号 議 案	神奈川県歯及び口腔 ^{くわう} の健康づくり推進条例の一部を改正する条例	17
定 県 第 34 号 議 案	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例	18
定 県 第 35 号 議 案	土採取規制条例の一部を改正する条例	20
定 県 第 36 号 議 案	神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例	21
定 県 第 37 号 議 案	神奈川県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	22
定 県 第 38 号 議 案	市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	23
定 県 第 39 号 議 案	神奈川県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例	24
定 県 第 40 号 議 案	神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例	25
定 県 第 41 号 議 案	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	26
定 県 第 42 号 議 案	建設事業等に対する市町負担金について	27
定 県 第 43 号 議 案	かながわ男女共同参画推進プランの変更について	29
定 県 第 44 号 議 案	包括外部監査契約の締結について	30

神奈川県国民健康保険広域化等支援基金 条例を廃止する条例

神奈川県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成15年神奈川県条例第6号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

神奈川県国民健康保険広域化等支援基金の解散に伴い、神奈川県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止したいので提案するものであります。

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成24年神奈川県条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人まちづくりスポット茅ヶ崎の項、特定非営利活動法人和有会の項、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン・ほどがやの項、特定非営利活動法人WE21ジャパン都筑の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン相模原の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン藤沢の項及び特定非営利活動法人エンパワメントかながわの項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	横浜市金沢区富岡東一丁目10番12号	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
特定非営利活動法人和有会	横浜市緑区寺山町107番地7ハルオ中山ビル102	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパン都筑	横浜市都筑区茅ヶ崎中央30番14号	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパン藤沢	藤沢市藤沢1,102番地	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパン・ほどがや	横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地2パイロットハウス103	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
特定非営利活動法人WE21ジャパン相模原	相模原市南区若松四丁目13番3号	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
特定非営利活動法人まちづくりスポット茅ヶ崎	茅ヶ崎市浜見平10番2号	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

附 則

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正前の別表の規定は、この条例の施行の日前に特定非営利活動法人まちづくりスポット茅ヶ崎の項、特定非営利活動法人和有会の項、特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン・ほどがやの項、特定非営利活動法人WE21ジャパン都筑の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン相模原の項、特定非営利活動法人WE21ジャパン藤沢の項又は特定非営利活動法人エンパワメントかながわの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

事務処理の特例に関する条例の一部を 改正する条例

事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表16の3の項(1)中「、ゴイサギ」及び「、バン」を削り、同表32の項を削り、同表32の2の項中「児童福祉法（）」の次に「昭和22年法律第164号。」を加え、同項を同表32の項とし、同表中32の3の項を32の2の項とし、32の4の項から32の10の項までを1項ずつ繰り上げ、32の11の項を32の10の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>32の11 児童福祉法施行規則（以下この項において「省令」という。）及び省令の施行のための規則に基づく次の事務</p> <p>(1) 省令第7条の9第1項及び第3項、省令第7条の23第2項及び第4項並びに省令第7条の27第1項及び第3項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか省令の施行に係る事務のうち、規則に基づき知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>藤沢市及び茅ヶ崎市</p>
--	------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市町村の長がした鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等（ゴイサギ及びバンに係るものに限る。以下同じ。）の許可に係る別表16の3の項の左欄に掲げる事務については、なお従前の例による。

3 施行日前に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により市町村の長に対してなされた鳥獣の捕獲等の許可の申請で、この条例の施行の際当該申請に対する処分がされていないものについては、なお従前の例による。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務の変更等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県職員定数条例の一部を改正する 条例

神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表を次のように改める。

事 務 部 局 の 区 分		定 数
知	事	7,683人
公 営 企 業 管 理 者		1,001人
議	会	76人
選 挙 管 理 委 員 会		5人
監 査 委 員		41人
人 事 委 員 会		33人
教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）		776人
教育委員会の所管に属する学校	校 長 及 び 教 員	11,929人
	そ の 他 の 職 員	1,065人
	小 計	12,994人
労 働 委 員 会		21人
神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会		3人
合 計		22,633人

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

児童相談所の体制強化、県立学校の児童・生徒数に基づく学級数の増加等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

特別会計の設置に関する条例の一部を 改正する条例

特別会計の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第75号）の一部を次のように改正する。
別表地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金会計の項の次に次のように加える。

神奈川県中小企業資金会計	独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて行う中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化に係る事業又は中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化に係る事業を行う独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する資金の貸付けに關すること。
--------------	--

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）第9条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）第10条第1項の規定により設置された特別会計の令和4年度の出納の完結の際当該特別会計に係る権利及び義務並びに当該特別会計に属する現金は、神奈川県中小企業資金会計が承継する。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

小規模企業者等設備導入資金助成法の廃止に伴い、神奈川県中小企業資金会計を条例に基づく特別会計として位置付けるため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県観光振興条例の一部を改正する 条例

神奈川県観光振興条例（平成21年神奈川県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第7項中「安全」の次に「に安心して」を加える。

第10条第3項中「安全」の次に「及び安心」を加える。

第19条を削り、第20条を第19条とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

令和4年度に行った条例の見直しに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、安心の観点を基本理念に追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

認定こども園の要件を定める条例の一部を 改正する条例

認定こども園の要件を定める条例（平成18年神奈川県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同条第10号ケを同号サとし、同号クの次に次のように加える。

ケ 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行する場合にあっては、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在の確認が行われていること。

コ 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行する場合にあっては、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置が備えられ、子どもの降車の際に、当該装置を用いて子どもの所在の確認が行われていること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

2 改正後の第2条第10号コの規定の適用については、通園を目的とした自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号コに規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等が備えられ、子どもの降車の際に、ブザー等を用いて子どもの所在の確認が行われていることを要しない。この場合においては、ブザー等の設置及び使用に代わる措置が講じられ子どもの所在の確認が行われていることを要件とする。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

認定こども園の施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に、自動車を運行する場合の子どもの所在の確認等について規定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及びそれぞれの児童福祉施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条第1項中「第12条の3」を「第12条の6」に改め、「除く。」の次に「第12条の5及び」を加える。

第12条の3の見出しを削り、同条第1項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条を第12条の6とし、第12条の2の次に次の見出し及び3条を加える。

（安全計画の策定等）

第12条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第12条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない

い。

(業務継続計画の策定等)

第12条の5 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずるよう」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう」に改める。

第14条第1項中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

第81条に次の1項を加える。

13 第8条第2項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第87条第3項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。第87条第3項において同じ。）に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第87条に次の1項を加える。

3 第8条第2項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

附則第11項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「看護師」の次に「(以下この項において「看護師等」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第12条の3（保育所に係るものを

除く。)の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 改正後の第12条の4第2項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置(以下この項において「ブザー等」という。)を備えること又はこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和3年神奈川県条例第41号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「改正後の第12条の3」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条の6」に改める。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画の策定等について規定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の一部 を改正する条例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 9 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等（住宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条に次の1項を加える。

- 9 前項本文の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第41条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の

障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に車内の障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第52条第2項中「(平成18年法律第77号)」を削る。

第56条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第59条中「、第47条」を削る。

第63条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第71条中「第48条まで」を「第46条まで、第48条」に改める。

第81条の9及び第89条中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第47条、第59条及び第71条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第41条の2（第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第41条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 新条例第41条の3第2項（第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2及び第81条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者等において障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他

の車内の障害児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること又はこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

指定障害児入所施設等の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の一部 を改正する条例

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第38条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第38条の2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第38条の3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第44条を次のように改める。

第44条 削除

第58条中「第45条まで」を「第43条まで、第45条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第44条及び第58条の改正規定は、公布の日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下この項において「新条例」という。）第38条の2（第58条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第38条の2中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県歯及び口腔^{くわう}の健康づくり推進 条例の一部を改正する条例

神奈川県歯及び口腔^{くわう}の健康づくり推進条例（平成23年神奈川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「維持する」を「維持向上させる」に改める。

第6条中「者」の次に「(以下「歯科医師等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 歯科医師等は、歯科検診その他の機会を通じて、虐待^{くわう}その他の歯及び口腔^{くわう}の健康づくりを阻害するおそれのある社会的要因の早期発見に努めるものとする。

第10条第3号中「推進する」を「推進し、並びに歯及び口腔^{くわう}の健康づくりが全身の健康の保持増進に果たす役割に関する普及啓発を行う」に改め、同条第5号中「フッ化物応用」の次に「(フッ化物洗口その他のフッ化物を用いる方法により虫歯に対する抵抗性を高めることをいう。)の取組の推進」を加え、「情報の提供等を行う」を「、必要な支援を行うよう努める」に改め、同条第7号中「高齢者」を「者」に改め、同条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 災害、感染症のまん延その他非常の事態における歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する対策を推進すること。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

令和3年度に行った条例の見直しに伴い、災害、感染症のまん延その他非常の事態における歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関する対策について規定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

港湾の設置及び管理等に関する条例の 一部を改正する条例

港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項、第9条第2項及び第10条第1項中「並びに第2号イ及びウ」を「、第2号イ及びウ並びに第4号」に改める。

第18条中「（以下「指定管理業務」という。）」を削り、同条の表中真鶴港の項を削り、同条に次の5項を加える。

2 真鶴港の施設の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務は、指定管理者に行わせることができる。この場合において、第4条第1項、第9条第2項及び第10条第1項中「、第2号イ及びウ並びに第4号」とあるのは、「並びに第2号イ及びウ」とする。

- (1) 港湾の施設の維持管理に関する業務
- (2) 第4条、第9条（第4条第1項の承認に係るものに限る。）、第10条（第4条第1項の承認に係るものに限る。）及び第27条に関する業務
- (3) 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務
- (4) 港湾の施設の利用に関する秩序の維持に関する業務
- (5) 漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等に関する業務
- (6) その他真鶴港の円滑な利用の確保に関する業務

3 前項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合においては、指定管理者に当該業務を行わせることとなる時前にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為でその時以後指定管理者に行わせることとなる業務に係るものについては、この条例の規定により指定管理者がした処分、手続その他の行為とみなす。

4 第2項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合においては、指定管理者に当該業務を行わせることとなる時前にこの条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為でその時以後指定管理者に行わせることとなる業務に係るものについては、この条例の規定により指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

5 第2項の規定により指定管理者に行わせていた業務を知事が行う場合においては、知事が当該業務を行うこととなる時前にこの条例の規定により指定管理者がした処分、手続その他の行為でその時以後知事が行うこととなる業務に係るものについては、この条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為とみなす。

6 第2項の規定により指定管理者に行わせていた業務を知事が行う場合においては、知事が当該業務を行うこととなる時前にこの条例の規定により指定管理者に対してなされた申請その他の行為でその時以後知事が行うこととなる業務に係るものについては、この条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

第19条第2項第4号中「指定管理業務」の次に「（前条第1項又は第2項の規定により指定管理者に行わせることとした業務をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

指定管理者に行わせるものとしている真鶴港の業務について、知事が行うこともできるようにするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

土採取規制条例の一部を改正する条例

土採取規制条例（昭和47年神奈川県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「第29条第4号」を「第34条の2第1項」に、「同条」を「同法第29条第1項及び第2項」に改め、同条第4号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法」に、「同項」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年5月26日から施行する。ただし、第14条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定の適用に関し国又は地方公共団体とみなされる者が行う当該宅地造成に関する工事及びこの条例の施行の際現に同項の許可を受けている者が行う当該許可に係る宅地造成に関する工事として行う土の採取に対する土採取規制条例の適用については、改正後の第14条第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

宅地造成等規制法の一部改正等に伴い、条例の適用除外に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県県営住宅条例の一部を改正する条例

神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第25条の次に次の1条を加える。

（施設維持管理料）

第25条の2 知事は、前条第5号に掲げる費用の全部又は一部について、特に県が徴収する必要があると認めるときは、当該費用及び徴収に係る経費を勘案して規則で定めるところにより算定した額の施設維持管理料を入居者から徴収することができる。

2 知事は、天災その他特別の事情により特に必要があると認めるときは、施設維持管理料を減免することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

入居者から施設維持管理料を徴収することができるようにするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県公営企業の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

神奈川県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表電気事業の項1(1)中「4,200キロワット」を「4,400キロワット」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

電気事業における玄倉第1発電所の最大出力の目標を変更するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

市町村立学校職員定数条例の一部を改正 する条例

市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表を次のように改める。

学 校 の 種 別	定 数
小 学 校	9,644人
中 学 校	5,540人
特 別 支 援 学 校	187人
高 等 学 校 (定 時 制 の 課 程 を 置 く も の)	19人
合 計	15,390人

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

小学校及び中学校の児童・生徒数に基づく学級数の増加等に伴い、定数の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県地方警察職員定数条例の一部を 改正する条例

神奈川県地方警察職員定数条例（昭和29年神奈川県条例第32号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項の表中

「

警 察 官 以 外 の 職 員	1,702 人
合 計	17,405 人

を

」

「

警 察 官 以 外 の 職 員	1,710 人
合 計	17,413 人

に改める。

」

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

運転免許窓口業務の体制強化等に伴い、警察官以外の職員について、定数の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県迷惑行為防止条例の一部を改正 する条例

神奈川県迷惑行為防止条例（昭和38年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条中「つきまとい等」の次に「、同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等」を、「その他その」の次に「現に所在する場所若しくは」を加え、同条第5号中「、電話をかけ」の次に「、文書を送付し」を加え、同条に次の2号を加える。

- (9) その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。
- (10) その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為をすること。

附 則

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

ストーカー規制法の一部改正を踏まえ、承諾を得ないで、位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を取得する行為を規制の対象とするなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の 促進に係る信号機等に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は自転車」を「及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）並びに自転車」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

道路交通法の一部改正等に伴い、歩行者用青信号に従って道路を横断するものに、遠隔操作型小型車を追加することに関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。

建設事業等に対する市町負担金について

県で実施する建設事業等に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

事業名	市町名	負担額
県営ほ場整備事業	南足柄市	6,150 ^{千円}
農村振興総合整備事業	綾瀬市	2,500
農道整備事業	小田原市	69,080
〃	真鶴町	11,000
〃	湯河原町	13,200
農地保全事業	小田原市	6,642
湛水防除事業	小田原市	17,927
〃	大井町	1,433
県営漁港整備事業	三浦市	4,900
相模川流域下水道事業	相模原市	330,571
〃	平塚市	147,124
〃	藤沢市	10,055
〃	茅ヶ崎市	113,233
〃	厚木市	147,074
〃	伊勢原市	22,345
〃	海老名市	79,153
〃	座間市	57,290
〃	綾瀬市	15,705
〃	寒川町	37,715
〃	大磯町	14,882
〃	愛川町	31,777
酒匂川流域下水道事業	小田原市	146,426
〃	秦野市	2,248
〃	南足柄市	38,374
〃	二宮町	10,388
〃	中井町	7,646
〃	大井町	8,429
〃	松田町	4,939

〃	山 北 町	9,248
〃	開 成 町	17,269
〃	箱 根 町	339,162
相模川流域下水道管理事業	相 模 原 市	3,896,524
〃	平 塚 市	1,606,373
〃	藤 沢 市	65,993
〃	茅 ヶ 崎 市	1,653,394
〃	厚 木 市	1,521,140
〃	伊 勢 原 市	230,393
〃	海 老 名 市	960,452
〃	座 間 市	616,018
〃	綾 瀬 市	179,355
〃	寒 川 町	278,789
〃	大 磯 町	68,575
〃	愛 川 町	156,774
酒匂川流域下水道管理事業	小 田 原 市	2,058,485
〃	秦 野 市	31,948
〃	南 足 柄 市	398,762
〃	二 宮 町	137,479
〃	中 井 町	85,592
〃	大 井 町	141,699
〃	松 田 町	76,693
〃	山 北 町	135,684
〃	開 成 町	197,371
〃	箱 根 町	125

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県が行う建設事業等で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。

かながわ男女共同参画推進プランの変更 について

かながわ男女共同参画推進プランを別冊のとおり変更するものとする。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

かながわ男女共同参画推進プランを変更したいので、神奈川県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例第3条第1項の規定により提案するものであります。

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結するものとする。

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和5年4月1日
- 3 契約の金額 2,026万2千円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 概算払、監査の結果に関する報告提出後に精算
- 5 契約の相手方 住所 藤沢市鶴沼桜が岡4丁目5番7号
氏名 佐久間 清光
資格 公認会計士

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により提案するものであります。

